



# 富田 たく



日本共産党杉並区議団控室 電話：3312-2111(2319) FAX：3312-2610  
ホームページ：http://www.tomitaku.jp  
メール：info@tomitaku.jp ツイッター：@tomita\_taku

党区議団の告発を受け「区長車の使用に関する基準」を策定！

## 区長車の乱脈使用を追及！

23区初

### 区長車に限った使用基準

日本共産党杉並区議団は、区長車の運行記録を徹底調査し、①選挙応援など公務に反する利用、②深夜11時を超える利用が年間80日以上、③使用目的が不明な運行が多数、などの実態を告発してきました。

党区議団の指摘を受け、区は「杉並区区長車の使用に関する基準」を策定。9月25日の区議会総務財政委員会に報告しました。

「基準」は、23区初となるもので、区長車使用にかかわる基準、公務内容、場所等を記録することを定めるものです。

### “選挙応援も公務”

### 区が重大答弁

総務財政委員会で私・富田たくは質疑に立ち、「基準」を策定したことは「重要」としつつ、昨年の都議選直前に行われた練馬区の民進党都議候補の決起大会に区長が公用車で参加したことについて、「公務」といえるのか、あらためて区の認識を質しました。

区は、驚くべきことに、選挙にむけた決起大会の参加も「公務」と居直り、その根拠についても「判例はないが公務だと捉えたい」と答弁しました。

この区の姿勢には、委員会に出席していた他党の議員からも批判があがりました。

←区議団の議会論戦を報道した毎日新聞（6月16日付）。



### 深夜の

### 二次会の公用車利用

### 制限は「なじまない」

質疑では、「基準」策定の参考にした都や佐倉市で、詳細な使用記録をホームページで公表していることを示し、区も公表すべきと要求。区は「今後の検討課題」と答弁しました。さらに、深夜運行の原因の一つとされるアルコールを伴う会合の二次会・三次会等の参加にまで公用車を使うことはやめるべきと、厳しく追及しました。

しかし、区は「(公用車の深夜利用を制限することは)この基準になじまない」と答弁。深夜の乗り回しに対する反省と改善の姿勢を見せませんでした。

区長による公用車の不適切な使用問題については、今後も決算特別委員会などで追及していきます。

# 区立再編整備計画・緊急学習会に80名参

日本共産党杉並区議団は9月19日に産業商工会館にて、杉並区が発表した区立施設再編整備計画・第二次実施プラン(案)の内容について緊急学習会を開きました。

急な呼びかけにもかかわらず、会場には80名あまりの参加者が集まりました。

私・富田たくがメイン講師を務め、3年間で児童館が9館廃止されること、そのもとで子ども達の居場所が激減する問題点、会議室・集会所とともにゆうゆう館が統合・集約されることの問題点など、施設削減内容を解説しました。

その後の質疑応答・意見交流では多くの方が発言し、「他自治体でも再編は行われているが、区民の声を無視して強引に進めるのは杉並区ぐらいだ」、「福祉向上と区長は言うが、やっていることは逆」といった意見や感想が出されました。



↑地図を使って施設削減を説明する富田たく。  
←会場の定員近くとなる80名が参加。

## いきものデータ

- ◆和名： ショウリョウバッタ
- ◆学名： *Acrida cinerea*
- ◆分類： 節足動物門>昆虫綱>バッタ目  
>バッタ科>ショウリョウバッタ属



## 杉並のいきもの紹介 83 武蔵野橋の「ショウリョウバッタ」



細長い顔はちょっとひょうきん

8月末の大雨の翌日に善福寺川の武蔵野橋近くで出会ったショウリョウバッタです。前日の大雨で住処が荒れてしまったのか、遊歩道の中央でじっとしていました。体調が10センチ近くと日本のバッタのなかでは最大級で、緑色の体色に茶色のスジ模様が通っていました。頭部に向けて細くなる円錐状の顔立ちは、他のバッタに比べ、ひょうきんな印象を受けます。漢字で精霊蝗虫と書きますが、8月終わりの旧盆・精霊祭(しゅうりょうまつり)の時期に姿を見せること、精霊流しの船の形に似ていることが名前の由来とのこと。季節感たっぷりの名前が付いた彼らに毎年会えるよう、住処である公園や河川敷の草むららを、杉並区内で増やしていきたいですね。

日本共産党発行

大手マスコミが伝えない  
政治の真実を伝える!



【ご購入の連絡先】

◇日本共産党 杉並地区委員会

日刊 ●月 3,497円  
日曜版 ●月 823円

TEL : 3314-5551  
FAX : 3318-1492

無料法律相談やってます!

毎週水・金曜日の14時から日本共産党杉並地区委員会事務所に弁護士さんをお呼びして、無料の法律相談を行っています。お気軽にご利用ください。

住所：杉並区高円寺南 3-30-12  
電話：03-3314-5551